

## 第1条（名称）

本会は、なかがわのまちづくり人を育てる会と称する。

## 第2条（目的）

本会は、以下を目的とする。

- 1、子どもの自主性を活かし、ふれあいや交流を楽しむ場を提供する。
- 2、交流を通し、同世代の仲間を作る場所を提供する。
- 3、子どもたちに自分が住む地域への関心と愛着を持ってもらう。
- 4、子どもたちにボランティア活動への興味を持ってもらう。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- 1、子どものまち関連事業の企画・運営を、将来のまちづくり人を育てる事業として開催する。
- 2、子どものまち関連事業への視察、近郊の子どものまち関連事業に参加し、前項の参考とする。
- 3、ボランティア活動を通して、ボランティア活動に興味を持ってもらう。

## 第4条（定例会）

### 第1項

定例会は年間計画に基づき代表が招集し、開催する。

### 第1項の2

定例会では、必ず議事録を作成し、終了後に公開しなければならない。

### 第1項の3

定例会の進行、代表が行う。

### 第1項の4

書記は、各定例会で代表が指名した出席会員が行う。

## 第4条の2（臨時定例会）

### 第1項

代表は、早急に決めなければいけない事案の発生、又は総会員数の4分の1以上の要求があった場合、臨時定例会の招集を行わなければならない。

### 第2項

臨時定例会の方法について、前条の規定に準ずる。

## 第5条（通常総会）

### 第1項

通常総会は役員及び会員で行う。

### 第2項

通常総会は会員の3分の2以上の出席又は委任をもって成立する。

### 第3項

通常総会は年に1回、4月に代表が招集し、開催する。

#### 第4項

通常総会で決する事案は、以下のものとする。

- 1、役員の選出
- 2、年間計画
- 3、収支決算及び予算の承認

#### 第5項

前項に規定された事案について、通常総会以外で決することは許されない。

#### 第6項

第4項について、必ず採決を取らなければならない。

#### 第7項

通常総会の方法及び採決について、同条第1項から第6項に規定されている内容を除き、第4条の規定に準ずる。

### 第5条の2（臨時総会）

#### 第1項

代表は、同条第2項に規定した事案の発生、又は総会員数の4分の1以上の要求があった場合、臨時総会の招集をしなければならない。

#### 第2項

臨時総会で決する事案は、以下のものとする。

- 1、役員の途中解任
- 2、役員の補充選出
- 3、規約の改正
- 4、会員の除名

#### 第3項

前項に規定された事案について、通常総会及び臨時総会以外で決することは許されない。

#### 第4項

第2項について、必ず採決を取らなければならない。

#### 第5項

臨時総会の方法及び採決について、同条第1項から第4項に規定されている内容を除き、第4条及び第5条の規定に準ずる。但し、会員の除名は第10条の2に、規約の改正の採決は第13条に準ずる。

### 第6条（会員及び構成）

本会は、第2条の規定に賛同し、第9条の規定により入会した者によって構成する。

### 第7条（役員選出及び任期）

#### 第1項

本会の役員は会員の互選により選出し、通常総会において出席者及び委任の総数の過半数の議決を経て決定する。

#### 第2項

役員の任期は、4月1日から翌年3月31日の1年間とし、再任を妨げない。

#### 第3項

通常総会又は臨時総会において役員の解任案が可決された役員は、任期途中でであっても解任される。

第4項

役員の解任案について、出席者及び委任の総数の過半数の賛成で可決とする。

第5項

通常総会又は臨時総会において補充選出された者の任期は、前任の者の残り任期とする。

第6項

役員の補充選出の採決について、同条第1項に準ずる。

第8条（役員）

本会の役員及び人数は、以下のように置く。

- 1、代 表 1名
- 2、副 代 表 1名または2名
- 3、書 記 1名
- 4、会 計 1名
- 5、監 査 1名

第9条（入会）

第1項

本会への入会希望は、第2条の規定に賛同したのち、電子メール等で入会意思を示す。

第2項

入会は、代表が承認し、名簿等に登録した時点で完了とする。

第10条（休会及び退会）

第1項

会員は、代表へ電子メール等で意思を示すことによって、休会又は退会することができる。

第2項

会員の休会及び退会は、何人も妨げてはならない。

第3項

退会した会員は、本会の名簿等の登録を削除される。

第10条の2（除名）

第1項

重大な本規約違反を犯し、又は本会の目的に大きく逸脱した会員は、通常総会又は臨時総会において除名案が可決された場合、直ちに除名される。

第2項

除名案は、出席会員及び委任の総数の3分の2以上の賛成で可決とする。

第3項

除名処分の下された会員は、本会の名簿等の登録を削除される。

第4項

除名処分の下された会員は、処分が不服の場合、直ちに除名案の再採決を求めることができる。但し、再採決で除名案が可決された者は、求めることができない。

第5項

除名案の再採決のとき、除名案提出者は提出理由の正当性を証明しなければならない。

#### 第6項

除名案の再採決は、出席会員及び委任の総数の過半数の賛成で可決とする。

### 第11条（資産）

#### 第1項

本会の資産は、以下の通りとする。

- 1、寄付金品
- 2、助成金
- 3、その他収入

#### 第2項

資産の管理は会計が行う。

### 第12条（会計）

#### 第1項

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

#### 第2項

予算及び収支決算は、代表と会計が作成し、会計監査が監査を行い、通常総会で承認を受ける。

### 第13条（規約の変更）

本規約を変更するときは、通常総会又は臨時総会において、総会員の3分の2以上の賛成を経なければならない。

### 第14条（細則）

本規約の施行について必要な細則は、定例会の議決を経て議事録にて記録し定める。

### 第15条（責任範囲）

本会は、会員の自主参加及び自主運営であり、各会員の行動は各会員の自己責任とし、試験等に失敗したとしても本会としての責任を有しないものとする。

### 第16条（所在地）

本会の所在地は、  
とする。

### 第17条（設立日）

本会の設立日は、2016年9月22日とする。